

妊婦健康診査請求ご担当者 各位

一般社団法人神奈川県産科婦人科医会

会 長 高橋 恒男

## 2021 年度妊婦健康診査請求について

神奈川県産科婦人科医会では、神奈川県内各市町村（\*横浜・川崎・横須賀の三市は除く）の妊婦健康診査請求事務を取り扱っております。

（神奈川県産科婦人科医会と医療機関との契約は結んでおりません。）

### 1. ご請求について

請求書・明細書・補助券（市町村送付用）を添えてご請求ください。

① 請求書・・・1枚の請求書に各明細書の総合計をご記入ください。

請求書は月ごと・市町村ごとに分ける必要はありません。

② 明細書・・・市町村ごとに単価・件数・合計金額・保健指導の有・無を回数ごとにご記入ください。月ごとに分ける必要はありません。

③ 補助券・・・市町村送付用をお送り下さい。

（補助券のホチキス止め、バーコードへの穴あけはご遠慮下さい）

請求書・明細書については神奈川県産科婦人科医会ホームページ (<http://www.kaog.jp/>) よりダウンロードしてご使用下さい。

**送付先** 〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 4F

神奈川県産科婦人科医会 TEL 045-242-4867 FAX 045-261-3830

### 2. ご請求期限について

ご請求は1か月分（1日～末日）をまとめ翌月10日必着にてご郵送ください。

（例：4月分 → 5月10日必着、5月11日以降の到着分は5月分扱いとなります）

～～ **ご注意** ～～

2021年度分（2021年4月1日～2022年3月31日）は2022年4月10日必着で  
お願いします。4月11日以降は当事務局ではお受けできません。

### 3. 当事務局からのお支払いについて

① お支払日・・・ご請求月3ヶ月後の25日払い（例：4月分→7月25日）

**振込手数料を差し引いてのお振込みとなります。**

振込金額に関するお問い合わせは振込後1週間以内をお願いします。

② 振込手数料・・・5万円未満 → 330円 5万円以上 → 440円

③ 償還払い・・・当事務局ではお受けできません。各市町村にお問い合わせ下さい。

## 妊産婦健康診査等変更について

2021年4月から変更のある市町村は

鎌倉市、三浦市、秦野市、厚木市、大井町、松田町、清川村 です。

変更内容については以下をご確認ください。

### 鎌倉市

2021年4月より妊婦健康診査費用補助券の金額を以下のように変更します  
現在お持ちの補助券は新しい金額に読み替えて使用できます。

補助券の種類	変更前	2021年4月～
医療機関専用券（1回目）	12,000円	12,000円
2～14回目	4,500円	<b>5,000円</b>

連絡先	電話番号
市民健康課保健活動担当	0467-61-3944

### 三浦市

2021年4月1日より以下のように新生児聴覚検査を実施します。

補助券の種類	補助金額
新生児聴覚検査 (AABR・ABR)	3,000円
新生児聴覚検査 (OAE)	1,500円

連絡先	電話番号
三浦市子ども課	(046) 882-1111 (内) 337

## 秦野市

2021年（令和3年）4月1日以降に、妊娠届出を行った多胎妊娠の方には、妊婦健康診査の補助額を次のとおり変更します。

【変更前】	【変更後】
妊婦健康診査補助券 14枚 (補助額 75,000円)	妊婦健康診査補助券 16枚 (補助額 85,000円)

【お問い合わせ先】	電話番号
秦野市こども家庭支援課	0463-82-9604

## 厚木市

対象：次の健康診査及び検査を実施する当日、厚木市に住民登録のある方

- 1 2021年4月1日から妊婦健康診査補助額を変更します

補助券の種類	2021年3月31日交付まで	2021年4月1日交付から
2回目	4,000円	医療機関専用券10,000円
3回目～14回目	4,000円	5,000円

※補助券使用については、順番や決まりはありません。

※初回（医療機関専用券）の補助額に変更はありません。

※3月までに交付された補助券は、以上のように読替えてください。

（妊婦の方には個別で通知をしています。）

※4月以降は、補助額を変更した補助券を交付します。

- 2 2021年4月1日から多胎妊婦の方へ妊婦健康診査補助券を追加で交付します

補助券の種類	補助額
15回目～19回目	5,000円

お問合せ先	電話番号
厚木市健康づくり課母子保健係	(046) 225-2597

## 大井町

2021年4月1日より以下のように産婦健康診査を実施します。

補助券の種類	補助金額
産婦健診 (産後1週間～1か月が経過する日の前後まで) ※遅くとも産後2か月が経過するまで エジンバラ産後うつ病問診表で点数が9点以上、 問10に点数がついた場合は速やかに、子育て健康 課保健師まで連絡ください。	5,000円

問合せ先	電話番号
子育て健康課	0465(83)8012

## 松田町

2021年4月1日より以下のように産婦健康診査を実施します。

補助券の種類	補助金額
産婦健診(産後2か月まで)	5,000円

1. 対象者 令和3年4月1日以降に出産し、産婦健康診査実施日において松田町に住所を有する方
2. その他 健診費用が補助金額に満たない場合は、償還払いの手続きが可能です。町への申請をご案内下さい。

連絡先	電話番号
松田町子育て健康課	0465-84-5544

## 清川村

2021年4月1日より以下のように産婦健康診査を実施します。

2021年4月1日以降に出産された方が対象となります。

補助券の種類	補助金額
産婦健診（産後22日から60日まで）	5,000円

※5,000円未満の場合は償還払いでの対応になります。

お問合せ先	電話番号
清川村役場 保健福祉課 保健予防係	046-288-3861